

令和7年度 担い手・農地部会活動方針

I 担い手・農地を取り巻く情勢

担い手の減少や高齢化に伴う農業生産力や、中山間地域を中心とした農地の荒廃化等による農村集落機能の低下が懸念される中、長野県農業を将来にわたり持続的に発展させていくためには、リタイア農家の経営を継承する新規就農者や農地の受け皿となる大規模経営体の育成を推進するとともに、若者に職業として選択される魅力ある農業を構築していくことがこれまで以上に必要である。

このような状況において、本県では「第4期長野県食と農業農村振興計画（2023年度～2027年度）」に基づき、認定農業者などの中核的経営体の育成と更なる経営発展や、担い手への農地の利用集積・集約化、雇用人材の安定確保、半農半Xや農ある暮らしなどによる多様な担い手の確保などを複層的に推進することとしている。

令和7年は、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正法により、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」に基づく実践活動の初年度であり、農地の流動化を進めるための貸借の仕組みが農地中間管理事業に一本化されたこともあり、これらの状況に的確に対応するため、人と農地の問題解決に向けた取組を、県や市町村、農業団体が連携し一体となって進める必要がある。

II 地域農業の持続的発展に向けた推進方針

1. 基本的な考え方

農業の担い手や経営形態が多様化する中で、集落等における話し合いを通じ、地域計画に基づき農地利用の最適化を着実に進め、効率的かつ持続的に農業を展開するための農業生産構造の構築を推進する。

認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「中核的経営体」の確保・育成を図るとともに、経営管理能力の向上や経営基盤の強化を進め、雇用人材を安定的に確保しながら経営の複合化・多角化・高度化に取り組む企業的な経営を実践できる主たる担い手として育成する。

併せて、県、JA長野中央会、（一社）長野県農業会議、（公財）長野県農業開発公社（長野県農地中間管理機構。以下「機構」という。）、長野県土地改良事業団体連合会及び（公社）長野県農業担い手育成基金による「地域計画の策定と実行に基づく農地中間管理事業の活用促進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」（6者合意）に基づき、中核的経営体の効率的な経営を支援するとともに、遊休農地対策を推進し、機構の活用を基軸とした農地の利用集積・集約化を進め、農地利用の最適化を図る。

さらに、担い手が不足する地域においては、担い手組織の育成や広域展開する農業法人の誘致、集落営農組織の強化や新たな組織の設立、地元JAが出資設立した農業法人等との協力体制の強化を検討するとともに、小規模農家や兼業農家、地域住民の共助による農地管理や農業用水路の管理など、地域内で相互に補完し合う体制の構築により地域農業の維持を図るものとする。また、農福連携の推進や農業法人への雇用促進など、安定的な労働力の確保に向けた取組を推進する。

2. 重要推進事項

（1）地域計画の推進

ア 地域計画の基本方針

地域農業を維持・発展させるためには、中核的経営体等を確保・育成し、農地の利用集積を図るとともに、兼業農家や高齢農家なども含めた地域の農業関係者が役割分担しながら農地を維持していく仕組みが必要である。このため全市町村で地域計画に基づく取組を推進し、農地利用の最適化の検討を通じて、地域農業全体の将来ビジョンを実現する。

イ 地域計画の取組と支援体制

地域計画に基づき、利用集積・集約化など農地利用の最適化に向け、市町村と農業委員会が中心となり、ＪＡ、機構等と連携し、計画の方向性に応じた役割分担のもと、より積極的に計画的な利用調整活動を継続して展開する。

また、県及び関係機関・団体は、県段階、地域段階で構築した支援体制に基づき、市町村や農業委員会に対し、適時適切な地域計画の見直し、更新を誘導するとともに、計画の達成に向けた活動を支援する。

（２）中核的経営体の確保育成及び経営力向上

ア 農業経営の改善・発展

- ① 県が開設する「農業経営・就農支援センター」を核とし、経営改善に向け、専門家派遣などの伴走支援や地域ごと開催する経営相談会を通じて、農業者個々の経営実態や発展段階に応じた課題解決を推進する。
- ② 本県農業を先導するトップランナーを目指す農業経営体の育成を進める。
更に、売上額 10 億円以上を目指す大規模経営体の育成を進める。
- ③ 研修会やセミナーの開催を通じ、経営管理能力の向上や農業経営の多角化、経営継承などの課題解決を推進する。

イ 地域の実情に沿った経営体の確保・育成

- ① 水田を中心とした地域においては、農地の利用集積・集約化による中核的経営体の育成や集落営農の組織化、園芸作物を中心とした地域においては、新規就農者の確保や労働力補完体制の整備など、それぞれの地域の実情や課題に対応した取組を推進する。
- ② 担い手が不足する地域では、地域外からの新規就農者や広域展開する農業法人等の積極的な呼び込み、作業受託組織の育成、市町村による農業公社等の設立、ＪＡ出資法人との協力体制の構築、兼業農家の定年後の専門化など幅広い検討を誘導する。
- ③ 集落営農組織は、活性化に向けたビジョンづくりを進め、経営の改善・安定化に向け法人化を促進するとともに、経営状況や地域の実情に応じて、組織の広域連携や合併再編を推進する。
- ④ 大学生や高校生を対象とした農業法人等のインターシップや見学会の積極的な受け入れ等により、雇用による新規就農者の確保を進める。
- ⑤ 市町村との協働により、全国で農場経営の実績がある企業法人の誘致等、企業の農業参入を進める。

ウ 雇用人材の確保・育成

- ① 農福連携による障がい者就労や、求人求職者マッチングの促進によるシニア層や子育て世代の就労など多様な人材確保を推進する。
- ② 特定技能外国人を含めた農繁期の労働力確保と労働・生活環境の改善を推進する。
- ③ 産地の実情に応じた労働力補完体制の構築を推進する。
- ④ 農業法人と連携し、社員のスキルアップ教育の充実を図るとともに、独立志向のある雇用就農者の基礎知識の習得等をサポートし、独立就農者として育成を進める。

エ 女性農業者の経営力向上

女性が経営主体として個性や能力を発揮するためのスキルアップなどを推進するとともに、家族経営協定の締結等による活動しやすい環境づくりを推進する。

(3) 農地利用の最適化の推進

ア 中核的経営体への農地集積・集約化

- ① 地域計画に基づき、市町村及び農業委員会を中心に関係機関一体となり、農地集積・集約化を推進する。
- ② 機構が行う農地中間管理事業の活用を基軸として推進し、農業農村整備事業を効果的に活用しながら、農地の集積・集約化による農業生産性の向上等を図る。
- ③ 中核的経営体を目指す新就農者等に対しては、早期の経営安定と経営力向上を支援するため、円滑な農地確保と効率的利用を推進する。
- ④ 農地流動化情報や貸し手、借り手に対する権利設定の状況、関連事業の状況等を関係機関で定期的に情報共有図りながら、効果的な農用地利用調整活動を推進する。
- ⑤ 地域及び農業者が機構集積協力金等の支援施策を十分に活用できるよう制度の周知を進める。
- ⑥ 農業経営基盤強化促進法の一部改正による、市町村の権利設定事業から農地中間管理事業への移行手続きを円滑に進める。

イ 多様な主体による農地利用

地域計画において今後維持していく農地については、小規模農家や兼業農家のほか、農ある暮らしや半農半Xなど、多様な人材や主体を「農業を担う者」に位置付け、農地の利用を推進する。

ウ 荒廃農地の発生防止と再生・活用

- ① 「遊休農地解消月間」の設定や農地利用最適化研修会の開催等により、荒廃農地の発生防止と再生・活用を啓発する。
- ② 策定した地域計画に基づき、農地利用の姿を明確にした上で、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化などを進め、荒廃農地の発生防止や再生・活用を図る。
- ③ 鳥獣緩衝帯や蜜源作物の導入など粗放的な利用や、林地化を含めた非農地化エリアのゾーニングの取組を推進する。

Ⅲ 第4期長野県食と農業農村振興計画等における目標指標

年 度	現状(2021年度) (基準年)	2027年度 (目標年)
項 目		
新規就農者（49歳以下）	212人/年	215人/年
中核的経営体数	10,044 経営体	10,700 経営体
認定農業者	6,520 経営体	6,370 経営体
市町村基本構想水準到達者	2,630 経営体	3,080 経営体
認定新規就農者	511 経営体	860 経営体
集落営農組織	383 組 織	390 組 織
中核的経営体への集積面積	45,094 ha	55,000 ha
集積率	43 %	54 %
荒廃農地の解消面積	1,329 ha/年	1,300 ha/年